

- I 認定調査の概要
- II 認定調査項目の判断基準
- III 特記事項記載のポイント
- IV 【実習】模擬認定調査**

○目的

- 模擬認定調査の状況から、調査の進め方や判断基準、特記事項の書き方の理解を深めることを目的とする。

○実施方法

1. 模擬認定調査を講師が読み上げ、調査の状況を確認する。
2. 認定調査票の該当する項目の選択と特記事項の記載を行う。（事例によって5分～10分）
3. 内容について解説。

○事例について

- 事例は全部で5事例。
- それぞれの事例ごとに上記実施方法の1～3を繰り返す。

○調査対象者の概要

- Aさん 女性（42歳）
- 身体障害：脳性麻痺による両上肢機能障害に加え、右下肢に筋力低下がみられる。身体障害者手帳2級（肢体不自由）
- 知的障害：障害の程度は中度（IQ45程度）
- 家族（母親、父親）と同居。主たる介護者は母親。

○評価を行う認定調査項目

- 「1-4 移乗」

○認定調査の状況

- 対象者の自宅にて調査
- 本人と母親が対応

- 模擬認定調査を行います。どの選択肢を選択すべきか、また、特記事項にどのように記載すべきかを考えながら見てください。次頁のメモ欄にメモをとっても構いません。

＜模擬認定調査のシナリオ＞

調査員：ベッドから車いす、車いすからいす等に移るときはどうしていますか？

本人： 柵とかにつかまって移る。

調査員：お母さまが手を貸すことはありませんか？

介護者：たまにふらつくときがあるので、その場合は体を支えてあげます。

調査項目： 1-4 移乗

【メモ欄】

1-4 移乗			特記事項
	1	支援が不要	
	2	見守り等の支援が必要	
	3	部分的な支援が必要	
	4	全面的な支援が必要	

<解説> 移乗はベッドから車いす等にでん部を移動させて乗り移ること。介護者が本人の体を支えており、対象者の能力に加えて、「対象者の身体に触れる支援」を行っていることから、「部分的な支援が必要」を選択。

1-4 移乗			特記事項
	1	支援が不要	ベッドから車いす、車いすからいすに移乗する時は、柵などにつかまって移乗している。ふらつく場合など、支援者が体を直接支える場合もあることから、部分的な支援が必要と判断した。
	2	見守り等の支援が必要	
●	3	部分的な支援が必要	
	4	全面的な支援が必要	

○調査対象者の概要

- Bさん 男性（27歳）
- 知的障害：療育手帳所持で障害の程度は軽度（IQ65程度）
- 家族（母親、父親、妹）と同居。主たる介護者は母親。

○評価を行う認定調査項目

- 「1-9 移動」

○認定調査の状況

- 対象者の自宅にて調査
- 本人と母親が対応

- 模擬認定調査を行います。どの選択肢を選択すべきか、また、特記事項にどのように記載すべきかを考えながら見てください。次頁のメモ欄にメモをとっても構いません。

＜模擬認定調査のシナリオ＞

調査員：外出のときの移動はどうしていますか？

本人： 一人で電車やバスに乗って移動しています。

介護者： 基本的に一人で移動できるのですが、周囲をよく見ていなくて人やモノにぶつかったりするときがあるので、一緒に歩いているときはしょっちゅう注意をしています。

本人： そんなことしてないよ！

調査員： そうなんですね。初めて行く場所にも一人で行っていますか？

本人： はい。

介護者： 初めて行く場所にも一人で行くことはできますが、迷ったり寄り道したりするため、約束があるときなど、時間を守る必要がある用事には必ず私が同行しています。

調査項目： 1-9 移動

【メモ欄】

1-9 移動			特記事項
	1	支援が不要	
	2	見守り等の支援が必要	
	3	部分的な支援が必要	
	4	全面的な支援が必要	

<解説> 初めて行く場所かどうかにかかわらず、一人で移動はできる。ただし、人・モノにぶつかる等の行動が見られ、介護者が声かけを行っている。また、迷うこと等もあり付き添いを要していることから、「見守り等の支援が必要」を選択。

1-9 移動			特記事項
	1	支援が不要	初めて行く場所を含め、単独で移動はできるものの、不注意から人やモノにぶつかったりすることが頻繁にある。迷ったり、寄り道をしたりするため時間通りに目的地にたどり着けないこともあり、家族が付き添うこともある。移動中、声かけや見守りが必要と考えられることから、見守り等の支援が必要と判断した。
●	2	見守り等の支援が必要	
	3	部分的な支援が必要	
	4	全面的な支援が必要	

○調査対象者の概要

- Bさん 男性（27歳）
 - 知的障害：療育手帳所持で障害の程度は軽度（IQ65程度）
 - 家族（母親、父親、妹）と同居。主たる介護者は母親。
- ※事例2と同一の対象者

○評価を行う認定調査項目

- 「2-12 調理」

○認定調査の状況

- 対象者の自宅にて調査
- 本人と母親が対応

- 模擬認定調査を行います。どの選択肢を選択すべきか、また、特記事項にどのように記載すべきかを考えながら見てください。次頁のメモ欄にメモをとっても構いません。

＜模擬認定調査のシナリオ＞

調査員： 普段お料理をされることはありますか？

本人： 冷凍食品をチンしたり、カップ麺を作ります。

調査員： 食べたいものを自分で決めているのですか？

本人： そうです。

介護者： 食材を切ったり、焼いたりすることは本人には難しいので、普段の食事では、私が献立を考えて、調理しています。

調査員： テーブルまで料理を運んでいるのはどなたですか？

本人： 自分でしています。

調査員： 食べ終わった食器を片付けたり、洗ったりしていますか？

本人： 自分でしています。

調査員： ゴミも自分で捨てていますか？

本人： はい。

介護者： 片付けやゴミ捨ては言われないとやらなかったり、やり残しがあつたりしますが、基本的には自分でやっています。

調査項目： 2-12 調理

【メモ欄】

2-12 調理			特記事項
	1	支援が不要	
	2	部分的な 支援が必要	
	3	全面的な 支援が必要	

<解説> 一連の行為（献立、食材の準備、食材を洗う、調理、皿に盛りつける、配下膳、食器や調理器具を洗う・しまう、ゴミを捨てる、等）のうち、できない行為（食材を切る、焼く）があるほか、声かけが必要な行為（下膳、ゴミを捨てる等）もあることから、「部分的な支援が必要」を選択。

2-12 調理			特記事項
	1	支援が不要	電子レンジで温める、カップ麺を作ることはできるが、食材を切る・焼く等はできないため、普段の食事は介護者が作っている。また、配下膳や食器洗い、ゴミ捨ても自分で行うが、やらなかったりやり残しがあったりするため、声かけが必要であることを踏まえ、「部分的な支援が必要」と判断した。
●	2	部分的な支援が必要	
	3	全面的な支援が必要	

○調査対象者の概要

- Cさん 女性（52歳）
- 精神障害：うつ病。精神障害者保健福祉手帳 2 級
- 一人暮らし。

○評価を行う認定調査項目

- 「2-13 掃除」

○認定調査の状況

- 対象者の自宅にて調査
- 本人が対応

- 模擬認定調査を行います。どの選択肢を選択すべきか、また、特記事項にどのように記載すべきかを考えながら見てください。次頁のメモ欄にメモをとっても構いません。

＜模擬認定調査のシナリオ＞

調査員：お掃除はどの程度されていますか？

本人： 頑張ればできるのですが、疲れていると気力が出なくて……。来ていただいているヘルパーの方にやってもらっています。

調査員：掃除機をかけたりお風呂掃除やトイレ掃除、ゴミ出しなど、ヘルパーの方が行っているのはどの範囲でしょうか？

本人： 基本的に全てです。私も掃除機をかけたり、ゴミ出しをしたりもするのですが、どうしてもできない日もあって。結局全てやってもらう日も多いです。

調査員：ヘルパーの方が来ているうち、全てやってもらう頻度は具体的にどのくらいですか？

本人： そうですね・・・週に3回来ていただいている、そのうちのほとんどでやっていただいています。

調査項目： 2-13 掃除

【メモ欄】

2-13 掃除			特記事項
	1	支援が不要	
	2	部分的な 支援が必要	
	3	全面的な 支援が必要	

<解説> 一連の行為のうち、掃除機をかける、ゴミ出しをする等はやることはあるものの、気力がなく全てヘルパーにやってもらう日も多いとのこと。できたりできなかつたりする場合は「できない状況」に基づき判断することから、具体的な支援の内容・頻度を特記事項に記載の上、「全面的な支援が必要」を選択。

2-13 掃除			特記事項
	1	支援が不要	気力がなくできないため、ヘルパー（週に3回）に全てやってもらっている。自身で掃除機をかけたり、ゴミ出しをすることもあ るが、気分的に難しいときがほとんどであり、ヘルパーが全て 行っているとのこと。できない状況に基づき、「全面的な支援が 必要」と判断した。
	2	部分的な 支援が必要	
●	3	全面的な 支援が必要	

○調査対象者の概要

- Dさん 男性（39歳）
- 知的障害：自閉症。療育手帳所持で障害の程度は重度（IQ30程度）
- 家族（母親）と同居。

○評価を行う認定調査項目

- 「4-5 暴言暴行」
- 「4-7 大声・奇声を出す」
- 「4-14 物や衣類を壊す」

○認定調査の状況

- 対象者の自宅にて調査を実施。
- 本人とのコミュニケーションは困難なため、上記項目については、母親から聞き取りを実施。

- 模擬認定調査を行います。どの選択肢を選択すべきか、また、特記事項にどのように記載すべきかを考えながら見てください。次頁のメモ欄にメモをとっても構いません。

<模擬認定調査のシナリオ>

調査員：ここから先は、過去 1 ヶ月間にこれからお尋ねするような行動があったかどうかについて教えてください。また、ここ 1 ヶ月はなくても 1 年間の間にあった場合や、問題が生じないように配慮している場合があれば教えてください。また、ここから先お聞きすることは、全ての方にお聞きしていることですので、あらかじめご了承ください。

介護者：分かりました。

調査員：始めに、物や衣類を壊してしまうことはありますか？

介護者：気に食わないことがあった時など、突発的に物を投げることはあります。ただ、以前ガラスを割って以来、投げて危ないものは手の届かないところに置くようにしているので、ここ一か月間、実際に物を壊したことはありません。

調査員：以前はどの位の頻度で、物を壊していましたか？

介護者：そうですね、だいたい月に 2 ～ 3 回程度だったと思います。毎回割れた物の片づけが大変でした。

(続き)

調査員：分かりました。物ではなくて、人に手をあげたり、怒鳴ったりすることはありますか？

介護者：そういったことはないです。

調査員：大きな声や音を出したりすることはないですか？

介護者：突然「うあー」といった叫び声をあげることはありますね。

調査員：それはどの位の頻度で、こういったときに起きますか？

介護者：うーん、原因は何とも・・・ストレスがたまったときや、本人の意に沿わないときでしょうか。頻度は週に数回くらいですかね。

調査員：週に数回とは、具体的にどのくらいでしょうか？

介護者：週に2～3回です。

調査員：大声を出しているときに、何か対応はされますか？

介護者：落ち着くまでそばで見守っています。

調査項目： 4-5 暴言暴行
4-14 物や衣類を壊す

4-7 大声・奇声を出す

【メモ欄】

4-5 暴言暴行		特記事項
1	支援が不要	
2	希に支援が必要	
3	月に1回以上の支援が必要	
4	週に1回以上の支援が必要	
5	ほぼ毎日（週に5日以上）の支援が必要	

4-7 大声・奇声を出す		特記事項
1	支援が不要	
2	希に支援が必要	
3	月に1回以上の支援が必要	
4	週に1回以上の支援が必要	
5	ほぼ毎日（週に5日以上）の支援が必要	

4-14 物や衣類を壊す		特記事項
1	支援が不要	
2	希に支援が必要	
3	月に1回以上の支援が必要	
4	週に1回以上の支援が必要	
5	ほぼ毎日（週に5日以上）の支援が必要	

＜解説＞ 言葉による暴力や相手を傷つける暴力のいずれも見られないとのことだったため、「支援が不要」を選択。

4-5 暴言暴行			特記事項
●	1	支援が不要	暴言、暴行はいずれもみられないため、「支援が不要」と判断した。
	2	希に支援が必要	
	3	月に1回以上の支援が必要	
	4	週に1回以上の支援が必要	
	5	ほぼ毎日（週に5日以上）の支援が必要	

＜解説＞ 本人のストレスがたまった場合に、週に2～3回程度大声を上げており、見守り等の支援が行われていることから、「週に1回以上の支援が必要」を選択。

4-7 大声・奇声を出す			特記事項
	1	支援が不要	ストレスがたまったとき等に「うあー」といった大声を出す。週に2～3回生じ、落ち着くまで見守りを行っているとのことから、「週に1回以上の支援が必要」と判断した。
	2	希に支援が必要	
	3	月に1回以上の支援が必要	
●	4	週に1回以上の支援が必要	
	5	ほぼ毎日（週に5日以上）の支援が必要	

<解説> 以前は、本人の気に食わない時に物を壊す行為がみられたが、現在は、環境上の配慮がなされているため、過去一か月間で実際に物を壊したことはない。しかし、上記の配慮がなければ、物を壊す行動が月 2 ～ 3 回発生し、支援が必要と想定されるため、「月に 1 回以上の支援が必要」を選択。

4-14 物や衣類を壊す			特記事項
	1	支援が不要	本人の気に食わない時に、突発的に物を壊すことが以前は月 2 ～ 3 回あった。投げて危ない物は手の届かないところに置く等の配慮により、過去 1 か月間で実際に物を壊してはいないが、上記の配慮がないと月 2 ～ 3 回物を壊す行動が発生し、支援が必要と考えられるため「月に 1 回以上の支援が必要」と判断した。
	2	希に支援が必要	
●	3	月に 1 回以上の支援が必要	
	4	週に 1 回以上の支援が必要	
	5	ほぼ毎日（週に 5 日以上）支援が必要	

- 認定調査におけるポイント
 - 聞き取りを行う際は、現在の状況だけでなく、**どういった支援がどういった頻度で行われているか**についても聞き取りを行う。（特に行動障害）
 - また、現在の状況だけでなく、「**できたりできなかつたりする場合**」があるかどうかについても留意した上で聞き取りを行う。
 - **判断に迷った場合の詳細や、選択の根拠、支援の量を左右しそうな情報**は出来るだけ詳細に記載する。そうすることで、市町村審査会において、必要に応じて一次判定の修正や二次判定における区分変更を行うことができる。

- 上記に示したシナリオや特記事項の記載例はあくまで一例にすぎない。個別の申請者の状況に応じた聞き取りや特記事項の記載を行うことが重要。

以上で講義を終わります。
ご清聴ありがとうございました。

ご清聴
ありがとうございました

